

## サービス提供契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)及び株式会社日本現実化戦略研究所(以下「乙」という。)は、乙が甲のために提供する「\_\_\_\_\_」(以下「本講座」という。)に関し、本日、以下のとおりサービス提供契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第 1 条 (本契約の目的)

- 1.本契約は、乙が本講座を甲に提供することにより、本講座が目標としているビジネスに必要と考えられるビジネススキルの養成及び関連知識・技能の習得等を目的とする。
- 2.甲及び乙は、本講座により、就業の斡旋、実務指導又は本講座が目標としているビジネスの集客その他の成功を約束するものではないことを確認する。

### 第 2 条 (本講座の内容及び期間)

- 1.本講座は「\_\_\_\_\_」という名称の教育セミナーである。
- 2.本講座の契約期間は、平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から、平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日までである。

### 第 3 条 (代金及び支払い)

- 1.甲は、乙に対し、本契約の申込み時にデポジットとして、金 \_\_\_\_\_ 円を支払う。
- 2.甲は、乙に対し、甲の申込みの日から 3 日以内に、当事者欄に記載の振込口座に振り込む方法又はインターネット上の決済代行を利用する方法により、本講座の代金として金 \_\_\_\_\_ 円(税込み)から第 1 項に定めるデポジットの額を控除した金額を支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。
- 3.甲は、甲が希望し乙が承諾したときは、乙に対し、金 \_\_\_\_\_ 円を、平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月から平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月まで、毎月 1 回限り計 \_\_\_\_ 回の分割払い(合計 \_\_\_\_\_ 円(税込み))により、支払うことができる。

### 第 4 条 (代金未払いと本講座提供の中止)

- 1.甲が前条第 2 項又は第 3 項の支払期日における代金の支払いを怠ったときは、甲は直ちに期限の利益を喪失し、残代金を直ちに支払う義務が生じるとともに、乙は甲に対する本講座の提供を中止することができる。
- 2.前項の場合であっても、甲が支払いを再開したことを乙が確認した場合、乙は、甲に対する本講座の提供を再開することができる。

## 第 5 条（中途解約及び返金の禁止）

甲及び乙は、本講座により提供される商品及び役務が情報商材としての性質を有するため、返品及び中途解約できないものであることを確認し、甲は、情報商材及び役務の性質上、本講座の受講開始後に本契約を中途解約することができないこと及び中途解約による返品及び返金を求めることはできないことを承諾する。

## 第 6 条（商品の配送等）

甲は、本講座の受講に付随して商品の配送が必要な場合は、乙に対し、商品を配送する。

## 第 7 条（商品の交換）

甲は、乙から配送された商品（書籍を除く）に瑕疵があった場合、未開封・未使用の商品に限り、商品を受領した日から 8 日以内に乙に連絡することにより、乙に対し、商品の交換を求めることができる。

## 第 8 条（確認事項）

甲は、以下の事項について承諾する。

- (1)本講座を受講した効果や本講座において示された表現の再現性については個人差があり、必ずしも本講座により利益や効果が生じるわけではないこと
- (2)甲は、甲の本講座の受講に際し、乙が必要と認めるときは、医師の診断書を提出しなければならないこと
- (3)乙が本講座の受講風景をカメラ等により撮影・録画し、録画した映像を乙が乙のホームページ上で各種広告、教材等として利用すること
- (4)本講座により提供される商品につき、内容等につき変更があり得ること

## 第 9 条（受講の承諾及び拒否）

本契約締結後、甲が以下の項目の一つにでも該当することが判明した場合、乙は本講座の提供を拒否又は中止することができる。

- (1)甲が、以前に乙の利用規約違反等により、乙から契約解除又はサービス等の利用取消し等を受けていた場合
- (2)甲が、乙に対する返金の申出により返金を受けたことがある場合
- (3)甲の申込内容に虚偽が含まれているその他の不正行為があった場合
- (4)甲が身体的又は精神的な疾患を保有しており、本講座を十分に受講できる状態でない場合
- (5)その他乙が甲を本講座の受講者とすることを不適切と判断した場合

## 第 10 条（禁止行為）

1.甲は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1)他の受講者若しくは乙の関係者に迷惑を掛ける行為又は本講座の進行を妨げ若しくは批判・誹謗中傷する行為

(2)本講座の受講中に途中退席した場合の受講料の返金請求

(3)本講座を通じて、若しくは本講座に関連して、営利を目的とした行為若しくは受講者を勧誘する行為(ネットワークビジネス、宗教勧誘等を含むが、これに限られない。)又はその準備行為

(4)法律に違反する行為又は違反するおそれのある行為

(5)その他本講座の講師及び乙が不適切と判断する一切の行為

2.甲が前項各号の一に該当する行為を行った場合、乙は、甲に対し、本講座の提供を拒否することができる。

#### 第 11 条 (個人情報の取り扱い)

1.乙は、乙の製品の発送、代金の決済、新商品及びサービス等に関するお知らせ、商品開発、マーケティング活動のために甲の個人情報を利用できるものとし、乙は、本目的に必要な範囲で甲の個人情報を第三者に提供する。

2.乙は、前項に規定する場合又は法令等に基づく場合を除き、甲の承諾なく、甲の個人情報を第三者に提供しない。

3.甲は、乙に対し、乙が保有する甲の個人情報の開示を求めることができる。

4.甲は、乙から開示された甲の個人情報に誤り等があった場合、乙に対し、甲の個人情報の訂正及び利用の停止を求めることができる。

#### 第 12 条 (譲渡等の禁止)

本契約に基づいて本講座の提供を受ける権利は甲のみに帰属するものであり、甲は、乙の書面による同意なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を譲渡してならず、また、本講座につき、第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、使用許諾権の設定その他第三者に本講座の提供を受けさせる一切の行為を行ってはならない。

#### 第 13 条 (知的財産権)

1.本講座を構成する又は本講座に付随するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号及びそれに付随する技術全般は、乙又は本講座の講師その他の乙が権利を付与する第三者に帰属するものとする。

2.甲は、乙から本講座に関して提供される情報又はファイルの全てにつき、本講座を受講する目的又は本講座において許諾された方法のみで使用できるものとし、それ以外の方法(複製、頒布、譲渡、自動公衆送信等を含むが、これに限られない。)によっては、一切使用することはできないものとする。

3.甲は、事前の乙の書面による同意なく、いかなる方法においても、第三者をして、本講座等を通じて提供される情報又はファイルの全てについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとする。

4.甲は、甲が本講座の一環として作成したもの(有体物及び無体物の両方を含む。)の知的財産権(著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権、ノウハウを含むが、これに限られない。)の全部につき、乙に対して、乙が広報・事業紹介等の目的で任意かつ無償で使用する事、及び、その際に著作権者である甲の氏名の表示を省略することを、許諾するものとする。

5.甲は、甲が本講座の一環として作成したものにつき、第三者の著作権その他の権利を侵害しない。

6.本条の規定に違反して第三者との間に紛争が発生した場合、甲は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、乙をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとする。

#### 第 14 条 (免責)

甲は、乙が本講座を提供するに際し、甲が本講座の受講中に負傷した場合や、本講座の受講後に心身の変調を来した場合その他本講座の受講中に不慮の事故が発生し甲が損害を負った場合であっても、乙(乙の社員、スタッフを含む)の故意又は重過失に基づいて生じた場合を除き(この場合の損害賠償請求額は乙が受領した代金を上限とする。)、

乙に対し、損害賠償請求又は費用償還請求を行わないものとする。

#### 第 15 条 (損害賠償)

1.甲が本契約に違反し又は不正行為により乙に対し損害を与えた場合、乙は甲に対し、損害賠償請求ができるものとする。

2.甲が本講座の利用・購入により第三者に対し損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決するものとし、乙はいかなる責任も負担しないものとする。

#### 第 16 条 (反社会的勢力の排除)

1.甲及び乙は、互いに、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.甲及び乙は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3.甲又は乙は、相手方が暴力団員等若しくは本条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは本条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第 1 項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの催告をせず本契約を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとする。

#### 第 17 条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 18 条（協議事項）

本契約に定めのない事項、及び本契約書の各条項の解釈に疑義を生じた時は、甲乙協議の上解決するものとする。本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ各 1 通を保管する。

#### 第 19 条（クーリング・オフ）

1.お客様(甲)が訪問販売で本契約をご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、無条件で本契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます)を行うことができ、その効力は、書面を発送した日から発生します。

2.この場合、①本契約に関し、乙が受領した金員は速やかに返金いたします。②乙が損害賠償又は違約金の支払いを請求することはありません。③商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は乙が負担します。④お客様は、商品を使用して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。

3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために乙から不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、乙から改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面が交付された日から8日を経過するまでは、書面により、クーリング・オフを行うことができます。

4.書面の記載方法は下記(クーリング・オフの文例)を参照してください。

平成 年 月 日

(甲)住所:

氏名:

㊟

(乙)住所: 〒103-0022

東京都中央区日本橋室町1丁目13番1号DKノア4階

TEL: 03-5616-7888

会社名: 株式会社日本現実化戦略研究所

代表取締役 久家 邦彦

㊟

契約担当者:

振込口座 みずほ銀行 八重洲口支店

普通預金口座 No. 2608530

名義 株式会社日本現実化戦略研究所

~~ ここから ~~

(クーリング・オフの文例)

契約解除通知書

株式会社 日本現実化戦略研究所

代表取締役 久家邦彦 殿

平成 年 月 日 付け、貴社との以下の契約は、解除します。

(講座名)

ご住所

お名前

㊟

~~ ここまで ~~